



新津商工会議所

NO. 248-1 2007年 2月21日

CCI EXPRESS

NIITSU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

TEL 22-0121 FAX 25-2332
Email : n-cci @ fsinet.or.jp
URL : <http://www.niitsu.or.jp/>

☆ 講演会のご案内 ☆

- ・日時 3月23日(金) 16:00~17:00
- ・場所 一楽ホール (新津本町2-7-10) TEL 22-3155
- ・テーマ 「日本経済の行方」
- ・講師 中京大学 大学院教授 経済学博士 水谷 研治氏
- ・定員 100名 (定員になり次第締め切り)
- ・聴講料 無料
- ※当日は、臨時議員総会が14:45から開催され、その後から講演会になります。
- ・申込み 新津商工会議所事務局

～労働時間等設定改善推進事業～ 個別訪問相談のお知らせ

労使による、労働時間等の設定の改善に向けた取り組みをお考えの事業所様へ、専門相談員を派遣致します。この機会に、是非ご利用下さい。

相談期間 平成19年3月30日まで
対象 会員事業所
相談料 無料
申込み 新津商工会議所
TEL 22-0121

労働保険・社会保険

なんでも個別相談会

- 日時 4月5日(木)・4月6日(金) 9:00~16:00
- 場所 新津商工会議所 3階ホール
相談員 専門相談員等
- 主な相談受付項目
 - ①労働保険年度更新申告手続き等
 - ②雇用保険、労災保険に関する事
 - ③年金、健康保険に関する事
 - ④労働基準法に関する事
 - ⑤雇入、解雇、退職、賃金等に関する事
 - ⑥その他(労働、社会保険問題全般)

新津商工会議所 各相談会

- 国民生活金融公庫定例相談会
3月13日(火)・4月10日(火)
 - 新潟県信用保証協会定例相談会
3月6日(火)・4月3日(火)
 - IT化相談日
3月9日(金)・4月13日(金)
 - 年金保険無料相談日
3月15日(木)
- ※4月より年金保険無料相談は廃止となります。

金融情報 (平成19年2月21日現在)

新津商工会議所

会特別 員向 特融 制資 制度 引き	新 潟 市 新 津 地 域 内 全 金 融 機 関 と 携 携 し 、 提 携 し 、 設 け た お 融 取 り に 関 し て お 願 い し ま す。
-----------------------------------	--

新潟市制度融資の概要

地方産業 育成資金	1,000万円	運 設 備	5 年 7 年	保証付 1.95% 保証無 2.45%
一般融資	2,000万円	運 設 備	7~8 年	保証付 2.05% 保証無 2.55%
夏期・年末 資金	700万円	運 設 備	6ヶ月	保証付 1.75% 保証無 2.25%
商店街等活 性化対策資金	資金用途等 により異なる	運 設 備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
無担保無保 証人融資	1,000万円	運 設 備	7~10 年	2.05%
工場等新增 設資金	2億円	設 備	7~12 年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
設備近代化 資金	8,000万円	設 備	7~12 年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
中小企業業 振興資金	1億5千万円	運 設 備 貸	1年~	年数により 異なる
中小企業業 近代化資金	総投資額の 30%以内	設 備	金融機 関の定 めると ころに よる	申請時の長期 プライムレ ートで算出
中小企業業 共同施設資金	総投資額で定 めた割合以内	設 備		
中小企業業 開業資金	1,000万円	運 設 備	5~10 年	2.25%
人材確保・時 短促進資金	5,000万円	設 備	7年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
経営支援 特別融資	3,000万円	運 設 備	9年	保証付 1.90% 保証無 2.40%
中小企業業 資金繰り円滑 化借換融資	3,000万円	既往市制 度融資借 入金返済	10年	1.90%

国民生活金融公庫融資概要

普通貸付	4,800万円	運 設 備	5 年 10 年	2.40%(運) 2.45%(設)
教育貸付	200万円	教 育 金	10年	2.30%
経営改善貸付	550万円	運 設 備	5 年 7 年	2.10%

【新潟市制度融資の受付は、新潟市新津支所か当所(当所は地方産業育成資金・一般融資・無担保無保証人融資のみ)、夏期・年末資金は取引銀行まで。国民生活金融公庫の申込は当所か公庫新潟支店(TEL025-228-2152)まで】

国の「教育貸付」 申込み受付中!

- 利用できる方 ※合格発表前でも申込み可
融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、給与所得者については世帯の年収が990万円以内、事業所得者については所得金額が770万円以内の方
 - ご融資額 学生・生徒1人につき、200万円以内
 - ご返済期間 10年以内
 - 利率 年2.30%(固定)
 - ご用途 入学時・在学中に必要な費用
- 《お問い合わせ先》
国民生活金融公庫新潟支店(TEL025-228-2152)



新津商工会議所

NO. 248-2 2007年 2月21日

CCI EXPRESS

NIITSU CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

TEL 22-0121 FAX 25-2332
Email : n-cci @ fsinet.or.jp
URL : <http://www.niitsu.or.jp/>

新潟薬科大学応用生命科学部 卒業研究公開発表会のご案内

新潟薬科大学応用生命科学部では、第2期生による応用生命科学部各研究室での研究成果の発表会を下記のとおり開催いたしますのでご案内いたします。

1. 日 時 3月3日(土)
13:00~17:00
2. 場 所 新潟薬科大学新津キャンパス
カフェテリア(食堂)
3. 内 容 ポスター形式での各研究室の
研究成果の発表
4. 申 込 事前の申し込みは入りません。
入退場自由。(無料)

掛金が安く、事故処理を安心して 委せられる自動車共済

特色

- ★自動車共済は全国組織で、事故処理サービスが行届いています。
- ★他社の無事故割引(等級)は継続して適用します。
- ★掛金は、他社に比べ割安です。
- ★7等級以上の契約を無事故で継続の場合は掛金の3%割戻しが受けられます。
- ★経費の節約に役立ちます。

見積提案サービス

新規、増車契約又は他社満期契約がありましたら、お気軽にお申し付けいただければ見積書を作成いたします。



確定申告はお早めに!

青色申告個別相談会開催

月 日	時 間	会 場
所得税 3月1日(木) ~ 3月7日(水) (土日を除く)	9:00 ~12:00 13:00 ~16:00	新津商工会議所 3Fホール
消費税 3月19日(月) 20日(火) 22日(木)	10:00 ~12:00 13:00 ~16:00	

☆待ち時間短縮のため時間予約をお願いしています。
☆店を空けられない方には訪問相談に応じたいと思います。ご相談ください。 22-0121

必要書類

- ① 決算書、申告書用紙一式
- ② 帳簿書類等
- ③ 生命保険・個人年金・損害保険料控除証明書
- ④ 国民健康保険、国民年金(基金も含む)証明書
- ⑤ 小規模企業共済控除証明書
- ⑥ 年金受給者は年金受給証明書
- ⑦ 扶養親族等の氏名・生年月日の確認
- ⑧ 印鑑
- ⑨ 前年の決算書及び確定申告書控

☆帳簿類や証明書などできるだけたくさんお持ちいただくと相談がスムーズです。

☆税理士関与の方、株や土地の譲渡申告等事業所得以外の方はご遠慮ください。

☆わかるところは記入してきてください。

☆若干の手数料をいただきますのでご了承ください。

(記:平野)

消費税の税額の計算について

消費税の計算方法には「本則課税制度」と「簡易課税制度」の2種類があります。「簡易課税制度」を選択する場合は事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。

1 納付税額の計算(本則課税制度)

課税事業者の納付する消費税額は、原則として課税期間の売上げに対する消費税額から仕入に含まれる消費税額を控除した金額となります。

国税の消費税(4%)の計算

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上げに対する消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 4\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に含まれる消費税額}}{\text{課税期間の課税仕入高}} \times 4\% \right)$$

(注) 課税期間の課税売上高および課税仕入高は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額です。

2 簡易な計算方法(簡易課税制度)

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付税額を計算できる「簡易課税制度」の選択ができます。納付税額は、事業の種類ごとに定められた「みなし仕入率」を、売上げに対する消費税額にかけたものを仕入に含まれる消費税とみなして計算します。

国税の消費税(4%)の計算

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上げに対する消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 4\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に含まれる消費税額}}{\text{課税期間の課税仕入高}} \times 4\% \times \text{みなし仕入率} \right)$$

みなし仕入率

第1種事業 (卸売業)	第2種事業 (小売業)	第3種事業 (製造業等) 農林・漁業 建設業、製造業など	第4種事業 (その他) 飲食業 金融・保険業など	第5種事業 (サービス業) 運輸・通信業 不動産、サービス業
90%	80%	70%	60%	50%

(注) 複数の事業を営んでいる場合、原則として事業の種類ごとの売上げに対する消費税額にみなし仕入率をかけた金額の合計額が、仕入に含まれる消費税額とみなされます。

地方消費税額の計算

$$\text{納付税額} = \text{消費税の納付税額} \times 25\%$$

(計算方法1もしくは2で計算された納付税額)

消費税の計算は、まず国税の4%分を算出し、その国税の25%(4%×25%=1%)分の地方消費税を計算します。したがって、消費税と地方消費税を合わせて5%となります。